府令

○内閣府令第三十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二の規定に基づき、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　経営者の責任

第四条第一項第二号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

第四条第一項第三号ロを次のように改める。

ロ　経営者の責任

第四条第一項第三号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任

第四条第七項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲」に改め、各号を削り、同条第八項を次のように改める。

8　第一項第二号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二　中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

第四条第十八項中「第十六項」を「第十八項」に、「第四条第一項第一号ニ」を「第一項第一号ニ」に、「第四条第一項第三号ハ及び第十三項」を「第一項第三号ニ及び第十五項各号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第四条第一項第一号ニ」を「第一項第一号ニ」に、「第四条第一項第二号ハ並びに第八項第一号及び第二号」を「第一項第二号ニ並びに第十項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十八項」を「第二十項」に、「第四条第一項第一号ニ」を「第一項第一号ニ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「同項第二号ハ」を「同項第二号ニ」に改め、「合理的な」を削り、「同項第三号ハ」を「同項第三号ニ」に、「第二号ハの意見又は同項第三号ハ」を「第二号ニの意見又は同項第三号ニ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第一項第三号ニに定める」を「第一項第三号ホに掲げる」に改め、「正当な理由による」を削り、「説明又は強調する」を「強調し、又は説明する」に改め、「事項について」の下に「区分して」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第一項第三号ハに定める」を「第一項第三号ニに掲げる」に改め、同項第二号中「重要な四半期レビュー手続を実施できなかつた事実」を「実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該事実」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を削り、同条第十一項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲」に改め、各号を削り、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13　第一項第三号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　四半期財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二　四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

14　第一項第三号ハに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

二　四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨

三　四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われた旨

四　四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであること。

第四条第十項中「第一項第二号ニに定める」を「第一項第二号ホに掲げる」に改め、「正当な理由による」を削り、「説明又は強調する」を「強調し、又は説明する」に改め、「事項について」の下に「区分して」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第一項第二号ハに定める」を「第一項第二号ニに掲げる」に改め、同項第二号中「重要な監査手続を実施できなかつた事実」を「実施できなかつた重要な中間監査手続及び当該事実」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項第二号ハに掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨

三　中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四　中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

五　中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討していること。

六　中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七　中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八　中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。

2　この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の規定は、平成二十三年四月一日以後開始する事業年度に係る中間財務諸表若しくは四半期財務諸表又は連結会計年度に係る中間連結財務諸表若しくは四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間財務諸表若しくは四半期連結財務諸表又は連結会計年度に係る中間連結財務諸表若しくは四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

規　則

○国家公安委員会規則第十二号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第二条第一項及び第三条並びに警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第七条第二項の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月十五日

国家公安委員会委員長　中野　寛成